

議 事 内 容

- 専務理事 ご案内しておりました時間となりましたので、第 56 回常設審議委員会を始めさせていただきます。
- 今日は、審議委員の総数 19 名に対し 14 名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- それでは、開会に当たりまして、坂井会長にご挨拶をお願いします。
- 会長 こんにちは。第 56 回の常設審議委員会となりました。
- 大分涼しくなってきました。今年もあと 1 ヶ月半ですけれども、涼しくなれば新型コロナも終息するのではないかと思っておりましたが、第 3 波ということで、ますます厳しい情勢下であります。ご承知かと思いますが、例年 11 月下旬に行われていた全国の農業委員会の代表者集会も中止になり、こういう厳しい中ですが、本当に有り難い嬉しいニュースもあります。先般、2 年度の秋の叙勲の発表がありました。JA 中央会の前会長の中野吉實氏が旭日重光章、また、唐津市農業委員会の前会長の宮崎文也氏が旭日単光章を受章されました。お二人とも、私ども農業会議の前副会長ということで、本当に喜ばしい限りでございます。
- ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 5 条・7 件のほか、「令和 3 年度農林関係予算及び予算の確保に関する要請について」を議題としています。
- どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
- 専務理事 ありがとうございます。
- 続きまして、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。
- 農業会議事務局 (前回の審議案件について、資料 1 により報告。)
- 専務理事 それでは、審議に入りたいと思いますが、議長を坂井会長にお願いします。
- 議長 それでは、ただ今から議事に入ります。
- 議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
- 議長 それでは、農地法第 5 条の規定による意見聴取に入ります。
- 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長

まず、〇〇農業委員会から3件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地のうち553-2、554-2ないし554-5の5筆については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地、553-1、554-1の2筆については、水管・下水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ500m以内に2以上の医療施設等が存在する農地であることから第3種農地と判断され、553-2、554-2ないし554-5については、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る、553-1、554-1については許可し得るに該当するため、許可相当と判断しております。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の海苔乾燥施設用地への転用において、申請地は市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜等が高性能農業機械による営農に適するものであることから甲種農地と判断され、地域整備法に該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合に該当するため、許可相当と判断しております。

今回の施設については、農村集落である個人宅で行われている乾燥施設からの騒音の問題や排水等の問題が生じており、海苔の乾燥施設を共同施設に集約し、専用配水管で塩分を含んだ水を直接河川に放流することは、農地及び農村集落の機能を維持し、地域の農業振興に寄与するものとして農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号に規定される当地域の農業の振興に関する計画の中で整備されていることから、許可基準に該当するものと判断をしております。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合に該当するため、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、許可相当と判断しております。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の資材加工場兼資材置場用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において

農用地区域内にある農地であることから農用地区域内農地と判断され、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものに該当するため許可相当と判断しております。

整理番号5-6、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-7、〇〇〇〇申請の防災センター用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、許可相当と判断しております。

申請者は、国、県、当市町及び〇〇市町と災害時における緊急対策業務に関する基本協定を結んでおられます。毎年県内外に災害出動を積極的にされており、当市町で川が決壊したときや土砂崩れが起きた場合は、市町内の消防団も応援に来られ、一緒に作業をされております。従来の作業場所であった機材センターでは、応援者の車両をとめるスペースがなく、道端に駐車されていたため近隣から苦情が出て作業もやりにくかったとのことです。そのため、今回駐車場の確保、作業所の充実や災害現場にスムーズに行き来できるスペースを確保したいということで申請に至っております。

議長 農地法第5条関係7件について説明がありました。
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の海苔乾燥施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	排水計画で、専用配水管を経由してと書かれていますが、どのぐらい長さがあるのですか。
〇〇農業委員会	6ページの図をご覧いただきたいのですが、申請地の東側に既存の海苔の乾燥施設がございます。既存施設の北側の道路、こちらが農道になっておりまして、ここに東側にある〇〇川の出口まで約350m、既存施設と同様に塩分を含んだ水を排水するための専用の配水管を埋設されて、直接排水される計画となっております。
〇〇委員	ありがとうございます。
議長	他にご質問等ございませんか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

- 〇〇委員 建設費の 108,000 千円に対して 18 棟あるのですが、実際 1 軒の広さというのはどのくらいですか。
- 〇〇農業委員会 必ずしも一緒ではないのですが、185 m²から 208 m²くらいです。
- 〇〇委員 それで間取りはどういう風になっていますか。
- 〇〇農業委員会 2階建てで、リビング、ダイニング以外に和室が 2 部屋、洋間が 3 部屋あるような間取りになっています。
- 〇〇委員 何ヶ月か前にもちょうどこのような案件がありましたが、1 軒あたり 700 万円とか 800 万円位でできるような計算になるんですね。
- 〇〇農業委員会 土地と建物併せて 1 区画 1,600 万円程度で売り出す計画がされております。
- 〇〇委員 はい、分かりました。
- 議長 他にご質問等ございませんか。
- 委員一同 (意見・質問なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 常設審議委員 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第 5 条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の資材加工場兼資材置場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 転用の期間は何年間ですか。
- 〇〇農業委員会 3 年以内で終わると聞いております。
- 〇〇委員 終わったらまた元のように戻す形ですか。

〇〇農業委員会	今傾斜していてそれを平坦にされますので、傾斜に戻すことまではしないということです。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にご質問等ございませんか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
議長	(意見・質問なし)
委員一同	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
議長	(全員挙手)
常設審議委員	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の防災センター用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 以上、本日意見を求められた農地法第5条関係7件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。

専務理事 農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。

〇〇委員 一つお尋ねしてもよろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

〇〇委員 各市町の方にですけれども、農振除外の理由というのは転用と同じ理由になるのですか。なかなか農振除外が厄介だと思いますが。

〇〇農業委員会 〇〇市ですが、当市の場合は畑と田で要件が違うようで、畑については、代替地、そこでないとできませんよという理由、田の場合はそれプラス農業に資する施設でないと除外できない、どちらかというとな田の方が除外のハードルは高いということになっています。

〇〇委員 農業に資する施設ばかりですかね。住宅とか。

〇〇農業委員会 住宅は基本的に白地でないとできませんので、そもそも除外から転用という案件ではないです。ですので、除外してよくあるのは農家住宅とか、分家住宅とか施設の拡張とかになります。

〇〇委員 ここには分譲とか出ているので、そういうのはどうなっているのですか。

〇〇農業委員会 当市の場合にはそもそも分譲目的で農振除外はできないです。出ているのは元々白地の1種農地です。

〇〇委員 他のところはどうですか。

〇〇農業委員会 〇〇市ですけれども、農振除外は農政課の担当になっておりますが、今回上がっている案件も農振除外をして出てきている案件になります。当市の場合には、基本的に転用できる案件、集落接続等で転用が通るような案件であれば農振除外も認めざるを得ないというような考え方で現状運用をしております。

〇〇委員 分かりました。参考になりました。

議長	<p>それでは、続きまして、次の項目に移ります。</p> <p>「令和3年度農林関係予算及び予算の確保に関する要請」について、農業会議事務局より説明をお願いします。</p>
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(ドローンについて、1回免許を取れば他のメーカーのものも使えるようにしてほしい、農道を左右に拡張してパイプラインをその下に移設し、拡張分は国や県が買い上げて個人負担を少なくしてほしい旨の意見)
専務理事	今各市町の農業委員会に、そのような意見を農家の意見としてまとめて、1月までに出していただくということをお願いしております、その中に是非先程の意見も入れていただければ、まとめて国や県に繋いでいきますので、それぞれの市町で意見交換されて出していただくようよろしくお願いいたします。
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。</p>
専務理事	<p>ありがとうございました。</p> <p>最後に、その他の項目に移ります。</p>
農業会議事務局	(その他の項目について、資料3により説明。)
専務理事	<p>以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。</p> <p>なお、今回は、12月16日となっておりますのでご予定いただきますようお願いいたします。お疲れさまでした。</p>

14時36分